

婚 姻 届

- ※ 届出人 婚姻する当事者（二人）
（窓口に来庁される方は、代理の方でも結構です。）
- ※ 届出に必要なもの ① 婚姻届書（1通）
② 届出人の印鑑（認印・婚姻前の姓のもの）
③ 戸籍謄本
（本籍が玉城町以外の方が玉城町に届出する場合）
④ 本人確認のための書類（免許証・パスポートなど）
- ※ 届出地 届出人のどちらか一方の本籍地・住所地等いずれかの
市区町村役場

【証 人】

届書には証人2人（成人に達した方ならどなたでも可）の署名押印が必要です。
また、届出人のどちらかが未成年者の場合の婚姻は、届書に父母の同意が必要です。

【婚姻にともなって住所が変わる方へ】

婚姻届を届出されても住所は自動的に変更されません。
引越しされる場合、別途手続きが必要になります。住所の異動についてはご確認ください。
（休日・時間外に婚姻届を届出される場合、住所の異動手続きは閉庁時にはできませんので
ご注意ください。）

★ 転入の場合は事前に元の住所地の役所で「転出届」を行い、その際交付される「転出証明書」をお持ちください。

【休日・時間外に届出される方へ】

宿直が受領させていただくことになり、内容の確認ができません。
内容に不備がある場合、後日お越しいただくことがあります。
事前に窓口で届書の確認を受けることをお勧めします。

《届出についてのお問い合わせ》
玉城町役場 税務住民課 住民係
電話 0596-58-8202